

大牟田市ウィークリースタンス実施要領

(目的)

第1条 建設産業の労働環境改善が求められている中、大牟田市が発注する工事及び業務において、より一層の働きやすい環境の創出を目的とする。

(対象)

第2条 企画総務部契約検査室で契約する全ての工事及び測量、設計、調査等業務委託に適用する。ただし、災害対応等緊急を要する場合は除く。

(取組内容)

第3条 土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取り決めを行い、労働環境の改善を行う。なお、受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取り決めとする。

＜依頼日・時間及び期限に関すること＞

(1) 休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

例：休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない

＜会議・打合せに関すること＞

(2) 業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない。

例：16時以降を開始時間としない

(3) 打合せは Web 会議等の活用に努める。

＜業務時間外の連絡に関すること＞

(4) 業務時間外の連絡を行わない。（メール等を含む）

(5) 受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

(実施方法)

第4条 着手時の打合せにおいて取り決めを行い、設定した取り決めについては打合せ記録簿に記載し、受発注者間で共有する。なお、実施中においても緊急事態が生じた場合は、取り決めの例外とすることができる。

(適用年月日)

第5条 本要領は、令和7年1月1日以降に契約する案件から適用する。なお、令和7年1月1日より前に契約した案件においても、適用可能なものについては積極的に取り組むものとする。

附 則

この実施要領は、令和7年1月1日から施行する。